

博士学位請求論文（要約）

近代日本・中国・タイにおける
妾をめぐる法的諸問題に関する一研究

東京大学大学院法学政治学研究科 総合法政専攻

西田 真之

目次

序	1 頁
第 1 節 本研究の目的	1 頁
第 2 節 先行研究	4 頁
(1) 日本	4 頁
(2) 中国	7 頁
(3) タイ	10 頁
(4) 課題	14 頁
第 3 節 本論の構成	15 頁
第 4 節 資料及び用語	16 頁
(1) 資料	16 頁
(2) 用語	19 頁
第 1 章 近代日本における妾	24 頁
第 1 節 法文の変遷	24 頁
(1) 民法典—重婚の禁止規定・夫婦の離婚事由規定—	24 頁
(2) 刑法典—親属・姦通罪・重婚罪—	38 頁
第 2 節 判例の状況	59 頁
第 3 節 メディアの状況	66 頁
(1) 社会における妾の動向と廃妾論	66 頁
(2) 妾の諸問題に関する法的考察	74 頁
①離婚事由の問題	74 頁
②姦通の適用範囲	76 頁
第 4 節 小括	81 頁
第 2 章 近代中国における妾	84 頁
第 1 節 法文の変遷	84 頁
(1) 民法典—重婚の禁止規定・夫婦の離婚事由規定—	84 頁
(2) 刑法典—親属・姦通罪・重婚罪—	100 頁
第 2 節 判例の状況	119 頁
第 3 節 メディアの状況	126 頁
(1) 納妾の実態と改革意見	126 頁

(2) 妾の諸問題に関する法的考察	132 頁
① 廢妾の明文化	135 頁
② 離婚事由及び重婚の問題	140 頁
③ 重婚罪及び姦通罪の適用可能性	141 頁
第 4 節 小括	148 頁
第 3 章 近代タイにおける妾	150 頁
第 1 節 法文の変遷	151 頁
(1) 民商法典—夫婦の離婚事由規定・婚姻関係の無効条項—	151 頁
(2) 刑法典—親族・姦通罪・重婚罪—	169 頁
第 2 節 判例の状況	174 頁
第 3 節 メディアの状況	182 頁
(1) 一夫多妻制の状況とその批判	182 頁
(2) 妾の諸問題に関する法的考察	188 頁
① 婚姻登録制及び離婚事由の問題	189 頁
② 重婚罪に対する意見	198 頁
第 4 節 小括	200 頁
結	201 頁
第 1 節 総括	202 頁
第 2 節 課題	220 頁
参考文献	224 頁

序

第3節 本論の構成

本論では第1章で日本、第2章で中国、第3章でタイの妾をめぐる法的及び社会的状況について概観する。各章の各節では次のように論述する。

第1節にて妾に関する各国の民法及び刑法の法文を見る。民法典の関連では重婚の禁止規定や夫婦の離婚事由規定を、刑法典に関しては親属或いは親族の範囲、姦通罪や重婚罪の処罰規定を中心に取り上げ、起草段階での議論やその規定の変遷について詳述し、各国で妾に関する問題が法文上どのように意識され処理されていたのか、という点に着目すると共に、当時の法学者が記した論稿や著作の中から、妾の関する規定についてどのように評価がなされていたのか、という点も併せて探る。

第2節では近代期の判例の状況について見る。妾は法的な地位が明文の規定に基づき付与されていなかったものの、各国の判例の中では妾が登場する。そうした裁判の場で妾の

判断基準を見ながら、妻の離婚請求権が徐々に拡大されていった模様や妾を有していた場合の夫に対する待遇、或いは夫と妾との関係が法的に如何なるものとして取り扱われていたのか、といったことにも目を向ける。

第3節では近代期に発行された新聞や雑誌のメディアの論調を整理した上で、妾に対する社会の目や動向に触れる。妾の存在を公認する論説が掲載されたのか、それとも妾制に対する批判的な見解が寄せられたのか、という問題事項は、近代期における妾の立場を理解する上では欠かせない重要な事柄である。そこで、妾制に関する一般的な世論の動向、及び民事的並びに刑事的側面からどのように検討がなされ論説が掲載されたのか、についても見てゆくこととする。

第4節においては、それぞれの当事国での状況を整理し、妾をめぐる法的及び社会的議論の動向をまとめる。

最終章では、日本・中国・タイの近代期における妾をめぐる諸点の相似点や相違点に触れ、これら3カ国で如何なる問題として意識されていたのか、を今後の課題と共に見てゆく。